

議案第 88 号

公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングランドの丘）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 28 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
淡路ファームパークイングランドの丘
- 2 指定管理者となる団体
所在地 南あわじ市八木養宜上 1 4 0 1 番地
名 称 南淡路農業公園株式会社
代表取締役 喜 田 憲 和
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

淡路ファームパークイングランドの丘

指定管理者候補選定に関する資料

指定管理者指定申請書(写し)	P1
指定管理者候補法人概要書	P2
指定管理を行う施設の事業計画書	P13
指定管理に係る収支計画書	P22
指定管理業務に係る基本協定書(案)	P23

(要項様式2号)

指定管理者指定申請書

令和 5年 9月26日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 南淡路農業公園株式会社

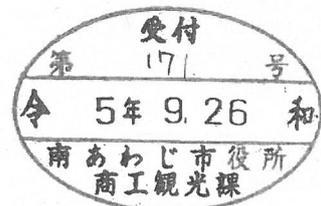
法人住所 南あわじ市八木養宜

代表者名 代表取締役喜田憲和

電話番号

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定を受けようとする法人	名 称	南淡路農業公園株式会社	
	事務所の所在地	南あわじ市八木養宜上1401	
管理を行おうとする公の施設の名称	淡路ファームパーク イングランドの丘		
添付書類	<input type="checkbox"/> 法人の活動内容、経営状況等を説明する書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書	
	<input type="checkbox"/> 申込資格を確認する書類	<input type="checkbox"/> 収支計画書	
(事務処理欄)			



(要項様式3号)

法人概要書

フリガナ 法人名称	ミヅウチ ノギ ヨウケンカク シカ イヤ 南淡路農業公園株式会社			
フリガナ 代表者名	キタ 憲和			
所在地	兵庫県南あわじ市八木養宜上1401			
電話番号	■■■■■■■■■■	FAX番号	■■■■■■■■■■	
設立年月日	平成12年12月4日			
主な事業活動 (沿革等)	(1)レストラン、カルチャー施設等の経営 (2)食料品、輸入品、酒類、農畜産物等の製造・加工・販売 (3)植物の展示販売 (4)遊園地及び遊戯施設の経営 (5)体験施設の管理運営 (6)展示会、催事場等の企画及び製作運営 (7)不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理業等 (8)前各号に附帯する一切の事業			
法人の特色及び 経営方針	平成13年4月、農業の振興と地域の活性化、農業の体験・学習交流拠点施設をめざして整備された「淡路ファームパークイングランドの丘」を運営するために、南あわじ市（旧三原町）、農業団体、民間企業が共同出資し設立した株式会社である。 当該施設の公共性を重視し、憩いとやすらぎを提供する場として、また地域の活性化や農業をテーマとした南あわじ市の観光拠点として、それぞれの有する経営ノウハウを発揮し、安定的な経営を目指す。 また、兵庫県の財産であるコアラをはじめとする特殊動植物の管理、展示には最大限の注意を払い、適切な管理につとめる。			
免許・登録等				
構成員数 (従業員数)	59名 (令和5年9月1日現在)			
指定管理 者制度担 当者	氏名	辻 卓吉	担当部署・役職	事業部 部長
	電話番号	■■■■■■■■■■	FAX番号	■■■■■■■■■■
	メールアドレス	■■■■■■■■■■	その他	■■■■■■■■■■

※ 法人の組織図については、別途添付すること

管理運営の状況

1 管理運営の現状

管理運営主体	南淡路農業公園株式会社																														
職員配置	約59名																														
開館 (休館日等)	午前9時30分から午後5時まで。(季節により変動あり) 休園日 毎週火曜日(繁忙期は営業)																														
業務内容	<p>【基本的な業務の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自然及び動植物と触れ合い、憩い及びやすらぎの場を提供する。 ② 動物を飼育し、展示する。 ③ 農畜産物の生産、販売又は加工の過程を見学し、体験する場を提供する。 ④ 農畜産物の生産者と消費者との交流の場を提供する。 ⑤ 農業に関する講習会、研修会、展示会、情報発信等の場を提供する。 ⑥ 農畜産物の研究、開発及び普及に関すること。 ⑦ 上記に掲げるもののほか、農業公園の目的を達成するために必要な業務 																														
利用料	<p>入園料 大人2,000円 小人1,000円 (令和5年9月現在 大人1,200円 小人400円)</p> <p>※「大人」とは、15歳以上の者(中校生を除く)をいう。「小人」とは、4歳から中学生までの者をいう。</p> <p>施設利用料</p> <table border="1"> <tr> <td>農林漁業体験施設</td> <td>体験実習室</td> <td>1日1室につき</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体験準備室</td> <td>〃</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実習準備室</td> <td>〃</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>展示室</td> <td>〃</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>フラワーホール</td> <td>体験教室1</td> <td>〃</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体験教室2</td> <td>〃</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工作室</td> <td>〃</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>			農林漁業体験施設	体験実習室	1日1室につき	45,000円		体験準備室	〃	5,000円		実習準備室	〃	6,000円		展示室	〃	4,000円	フラワーホール	体験教室1	〃	10,000円		体験教室2	〃	10,000円		工作室	〃	6,000円
農林漁業体験施設	体験実習室	1日1室につき	45,000円																												
	体験準備室	〃	5,000円																												
	実習準備室	〃	6,000円																												
	展示室	〃	4,000円																												
フラワーホール	体験教室1	〃	10,000円																												
	体験教室2	〃	10,000円																												
	工作室	〃	6,000円																												

2 収支の状況

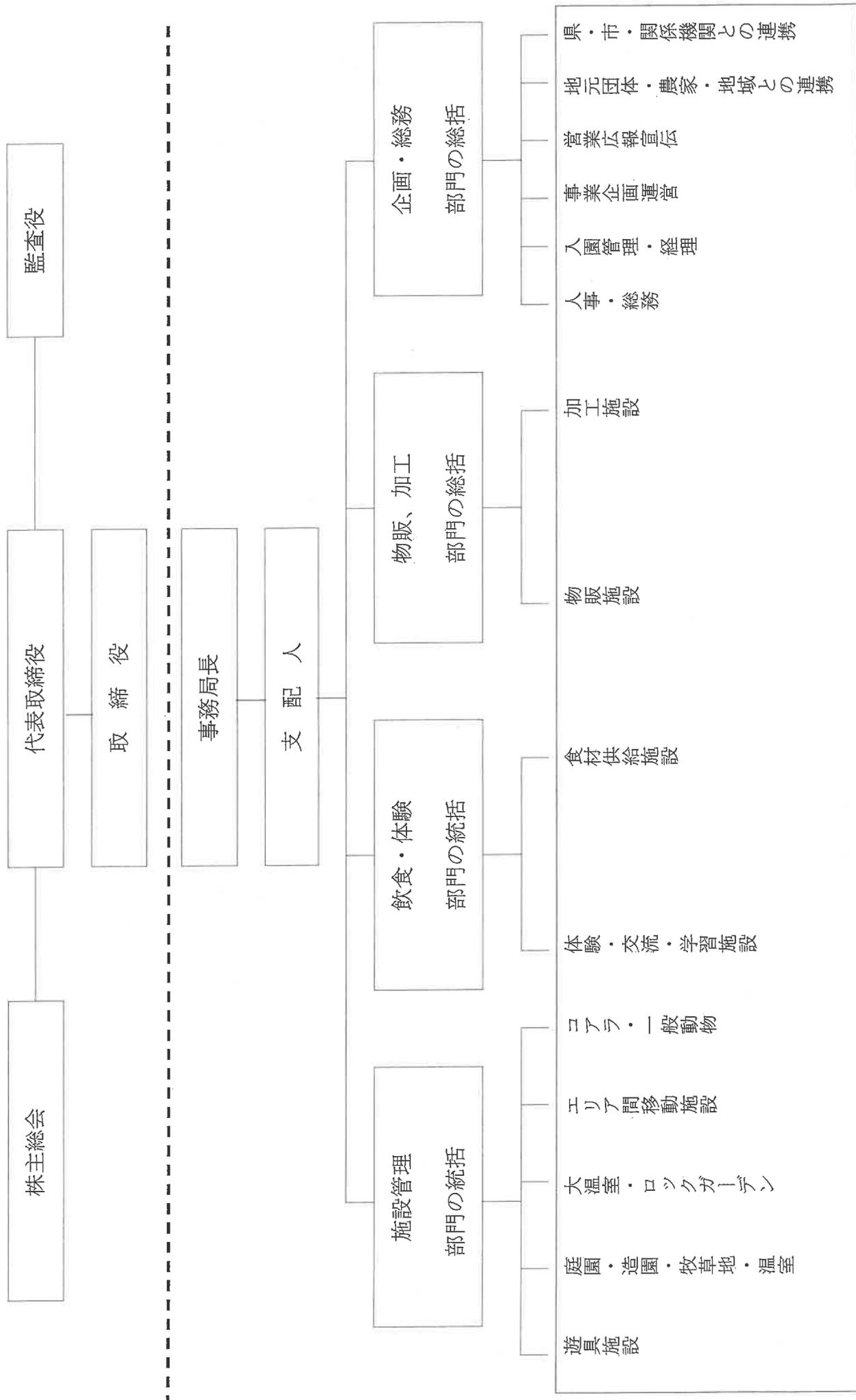
(単位:千円)

項	目	過年度決算額(単位:千円)			本年度予算額
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	入園料等	155,734	145,716	223,983	258,100
	物販販売費	123,941	126,091	225,302	216,100
	飲食販売費	106,469	105,457	173,254	172,500
	体験料	22,333	21,932	33,513	35,800
	その他	98,387	109,206	162,225	150,500
	委託料	89,100	85,800	85,800	85,800
	営業外収益	23,719	44,629	22,560	0
	合計	619,683	638,831	926,637	918,800
支出	原材料費	146,153	150,810	248,010	245,500
	人件費	264,211	281,238	310,678	327,800
	経費	212,778	229,943	290,091	305,960
	施設使用料	23,338	21,829	33,503	38,700
	営業外費用	124	124	12,047	12,040
		合計	646,604	683,944	894,329
経常利益		-26,921	-45,113	32,308	-11,200

利用の状況

項	目	過年度			本年度見込
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数		272,071人	268,906人	414,501人	392,000人

南淡路農業公園株式会社組織体制



貸借対照表

商号 南淡路農業公園 株式会社

代表者 馬部 総一郎

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産	(279,099,919)	I 流 動 負 債	(109,189,434)
現金及び預金	225,611,269	買掛金	22,461,615
売掛金	27,059,938	未払金	64,464,675
棚卸資産	26,299,962	未払法人税等	72,000
未収還付法人税等	772	未払消費税	18,483,200
立替	127,978	預り金	3,707,944
II 固 定 資 産	(49,052,144)	II 固 定 負 債	(88,000,000)
有形固定資産	(47,654,894)	長期借入金	40,000,000
建物	21,254,834	退職金積立引当金	8,000,000
構築物	13,096,814	災害時維持管理費引当金	40,000,000
車両運搬具	18		
工具、器具及び備品	13,303,224		
生 産 物	4		
無形固定資産	(1,347,250)	負債の部合計	197,189,434
借地権	1,175,343	(純 資 産 の 部)	
水道施設利用権	171,907	I 株 主 資 本	(130,962,629)
		1. 資 本 金	10,000,000
投資その他の資産	(50,000)	2. 資 本 剰 余 金	(0)
出 資	50,000	3. 利 益 剰 余 金	(120,962,629)
		(1)そ の 他 利 益 剰 余 金	(120,962,629)
		別 途 積 立 金	23,300,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	97,662,629
III 繰 延 資 産	(0)	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	(0)
		III 新 株 予 約 権	(0)
資産の部合計	328,152,063	純資産の部合計	130,962,629
		負債・純資産の部合計	328,152,063

損益計算書

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月31日まで

商号 南淡路農業公園 株式会社

(単位：円)

科 目	金 額		
I 売上 の 上 他 収 高 入	812,365,030 91,711,374	904,076,404	904,076,404
II 売 上 原 価 期 首 棚 卸 仕 入 卸 合 末 棚 卸 期 上 総 利 売 高 計 高 益	250,266,923	24,043,151 250,266,923 274,310,074 26,299,962	248,010,112 656,066,292
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 費 益		634,271,759	634,271,759 21,794,533
IV 営 業 外 収 益 受 取 配 利 当 雑 収 入		2,390 2,000 22,556,000	22,560,390
V 営 業 外 費 用 繰 延 資 産 償 却 雑 損 失		41,200 5,500	46,700
経 常 利 益			44,308,223
VI 特 別 利 益		0	0
VII 特 別 損 失 退 職 金 積 立 繰 入 額 災 害 等 維 持 管 理 費 繰 入 額		2,000,000 10,000,000	12,000,000
税 引 前 当 期 純 利 益			32,308,223
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		72,000	72,000
当 期 純 利 益			32,236,223

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額
旅 費 交 通 費	689,320
広 告 宣 伝 費	32,758,877
容 器 包 装 費	5,161,466
送 配 達 費	1,712,660
支 払 手 数 料	62,074,140
従 業 員 給 与	246,428,623
法 定 員 賞 与	26,714,300
厚 生 福 利 費	27,780,686
退 職 生 費	2,733,971
減 価 償 却 金	7,020,340
地 代 家 賃 借 料	13,955,250
修 繕 費	39,860,505
事 務 消 耗 品 費	13,845,631
通 信 費	1,443,537
水 道 光 熱 費	1,744,977
租 税 公 課	58,613,463
保 險 料	34,423,632
備 品 消 耗 品 費	1,028,661
管 理 諸 費	54,012,458
雑 費	116,509
合 計	2,152,753
	634,271,759

棚卸資産の計算内訳

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
原 材 料	26,299,962
合 計	26,299,962

履歴事項全部証明書

兵庫県南あわじ市八木養宜上1401番地
南淡路農業公園株式会社

会社法人等番号	1400-01-085847	
商号	南淡路農業公園株式会社	
本 店	兵庫県三原郡三原町八木養宜上1401番地	
	兵庫県南あわじ市八木養宜上1401番地	平成17年 1月11日変更
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成12年12月4日	
目 的	<ol style="list-style-type: none"> 1、レストラン、カルチャーセンター及びスポーツ施設の経営 2、食料品、日用雑貨、清涼飲料及びたばこの販売 3、緑化用樹木、観賞用植物の展示及び販売 4、馬、牛、羊、鳥等の動物を利用した遊園地の経営 5、遊戯施設の経営 6、農畜産物の加工及び販売 7、農業体験学習施設の設置と管理運営 8、展示会、即売会、催事場の企画、制作及び運営 9、国内外の民芸品、洋酒類の輸入販売 10、酒類の製造、販売 11、不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理業 12、前各号に附帯する一切の事業 	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 154株	平成27年 3月31日変更 平成27年 5月19日登記
	発行済株式の総数 146株	令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 4日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 9日登記	

資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	森 長 義	令和 1年 6月 22日重任 令和 1年 7月 1日登記
	取締役	森 長 義	令和 3年 6月 22日重任 令和 3年 7月 6日登記
			令和 4年 6月 23日辞任 令和 4年 7月 1日登記
	取締役	竹 田 孝 司	令和 1年 6月 22日重任 令和 1年 7月 1日登記
	取締役	竹 田 孝 司	令和 3年 6月 22日重任 令和 3年 7月 6日登記
	取締役	竹 田 孝 司	令和 5年 6月 23日重任 令和 5年 7月 5日登記
	取締役	馬 部 総 一 郎	令和 1年 6月 22日重任 令和 1年 7月 4日登記
	取締役	馬 部 総 一 郎	令和 3年 6月 22日重任 令和 3年 7月 6日登記
	取締役	馬 部 総 一 郎	令和 5年 6月 23日重任 令和 5年 7月 5日登記
	取締役	赤 穂 秀 樹	令和 4年 6月 23日就任 令和 4年 7月 1日登記
	取締役	赤 穂 秀 樹	令和 5年 6月 23日重任 令和 5年 7月 5日登記

	兵庫県南あわじ市松帆志知川537番地 代表取締役 馬部 総一郎	令和 1年 6月22日重任 令和 1年 7月 1日登記
	兵庫県南あわじ市松帆志知川537番地 代表取締役 馬部 総一郎	令和 3年 6月22日重任 令和 3年 7月 6日登記
	兵庫県南あわじ市松帆志知川537番地 代表取締役 馬部 総一郎	令和 5年 6月23日重任 令和 5年 7月 5日登記
	監査役 四宮 章博	平成29年 6月30日就任 平成29年 7月14日登記
	監査役 四宮 章博	令和 3年 6月22日重任 令和 3年 7月 6日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成29年 7月14日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 9日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 9日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により	平成17年 5月10日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年 7月14日
神戸地方法務局
登記官

黒 田 武 志



未納税額のない証明書

住所又は所在地

兵庫県南あわじ市八木養宜上
1401番地

氏名又は名称

南淡路農業公園株式会社

証明事項	<p>証明日現在、納期到来分のすべての税目について、税額及びこれに付随する延滞金等で未納のものはありません。</p> <p>(但し、地方税法第15条その他法令に基づき徴収猶予されたものは除きます。)</p>
------	---

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 5年 9月26日

兵庫県南あわじ市長
守本 憲弘



(入札参加資格審査申請用)

(要項様式 6 号)

事業計画書

【令和 6 年度～令和 10 年度】

淡路ファームパーク イングランドの丘

南淡路農業公園株式会社

1 管理運営の基本方針

(1) 施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方

淡路ファームパーク イングランドの丘を運営するにあたり、適切な施設の維持管理、市民への癒しの場、憩いの場の提供、地域雇用の創出、交流人口の増加を図ります。また、観光資源や地域特産物 PR を積極的に行い地域の活性化に寄与し、南あわじ市の観光の拠点として集客を図ります。

- ・南あわじ市淡路ファームパーク イングランドの丘条例および指定管理者協定書に基づき適切な管理運営を行います。
- ・利用料金制により、入園料、レストラン、売店、遊具等の収入を財源として、施設の管理運営を行います。
- ・動植物の管理については、市と連携を図り、適切な管理・展示を行います。
- ・施設・設備の管理については、利用者の安全と利便性を考え、必要であれば改修、修繕を行います。
- ・利用者の安全確保に努め、安全対策・監視体制・防災・接客等の職員研修を実施し、事故やトラブルを起こさないよう最大限努力致します。
- ・地域連携事業について積極的に参画致します。
- ・食品衛生法等の関係法令を遵守し、管理の徹底を行います。
- ・ごみの減量や二酸化炭素排出抑制など環境に配慮した管理運営を行います。
- ・持続可能な開発目標「SDGS」への取組みを強化致します。また、環境保全への取組みを推進致します。

(2) 指定期間内における達成目標

- ・年間来場者数 40 万人以上を目標として、運営致します。
- ・南あわじ市民入園料無料を継続し、市民に愛される公園づくりを目指します。
- ・小中学校へ配布されているココロンカード、のびのびパスポート、ジュニアパスポートなどの利用 PR と学校団体の入園の促進を図ります。また、年間パスポートの販売を強化しリピーター獲得に努めます。
- ・植栽物「花」については、各シーズン花壇の維持管理や、気候の変化にも対応できる品種を選定し、シーズンを通して花の管理に努めます。
- ・絶滅危惧種コアラの飼育管理と、今後の繁殖計画や飼育管理を他園と連携して行います。
- ・大阪万博に向けて、インバウンドへの対応を推進し、多言語ホームページやパンフレット、メニュー表などを作成しソフト面での環境整備を行います。
- ・地元食材を有効活用したメニューの提供を行い、地場製品の PR を行います。
- ・淡路島観光協会・くにうみ協会・南あわじ市商工会などを通じて、事業やイベントなど積極的な参画を行います。
- ・旧淡路ファームパークの機能水準を維持しながら、常に経費削減を考慮した運営を行います。また、電気・ガス・水道等の価格高騰や物価上昇も今後も続くと思われるので、通常の営業期間と閑散期間とを区別し、経費を抑え、効率の良い運営を行います。

(3) 各施設間の連携に関する事項

- ・隣接する直売所「美菜恋来屋」とは地元食材の PR において、食材の購入や相互イベント

- や運営体制など、連携会議を行い、関係強化を図ります。
- ・特殊動物の管理・展示において、日本動物園水族館協会やコアアラを飼育する動物園との連携を蜜にし、適切な管理運営に努めます。
- ・農業技術センターとの連携を図り、共同イベントを開催します。
- ・島内の観光施設、宿泊施設と連携し、共存共栄に努めます。

2 サービスの向上

(1) 指定期間内における事業の実施計画の概要

- ・指定期間内に5カ年計画（リニューアル・修繕計画）にもとづき運営を行います。概要としては、下記のとおり計画致します。
- ①放牧場花畑整備と展望デッキテラスの設置
- ②遊びの広場リニューアル 新遊具の導入
- ③動物施設のリニューアルと改修（バードケージ・うさぎ、ひつじのくに、ワラビー広場）
- ④園内のインフラ整備 埋設配管の改修など
- ⑤エリア間トレインの新規購入
- ⑥トイレ改修（イングランドエリア）
- ⑦進入路看板改修と園路修繕、スロープ増設など
- ⑧休憩所増設、屋根付きの休憩スペースを増設

来園目的でもある、「動物」「花」の部分において、中心にリニューアルを行い、お客様の満足度を向上させ、「何度でも来たい」園づくりを行う。開園から20年以上、また、旧淡路ファームパークから30年以上なる建物の老朽化の修繕、解体リニューアルを計画致します。ソフト面においても、大阪万博が開催されることから、多言語化やデジタルサイネージ導入、電子マネーに対応した券売システムの導入など環境整備を行います。

(2) サービス向上の具体的な取りくみ

- ・従業員の接客マナー研修を実施致します。
- ・来園者にアンケートを実施し、従業員間で周知徹底を図り、サービス向上へつなげます。
- ・他施設の視察や研修等を行い、従業員のスキルアップを図ります。
- ・SNSを通じて、来園されるお客様が必要な情報発信を行います。
- ・安全点検や清掃作業などを行い、来園者に快適で安心な環境を提供致します。
- ・高齢者や身障者、幼児にやさしい施設としてバリアフリー化を進めます。

3 利用者の施設利用に関する事項

(1) 施設利用の平等の確保への具体的な取り組み

- ・南あわじ市淡路ファームパーク イングランドの丘条例を遵守し、市民並びに観光客に対して公平・公正に施設の利用を許可し、公の施設であることを念頭に置いた管理運営を行い、特定の個人や団体に対して、有利または不利になるような取扱いはしません。

(2) 施設利用者増加への具体的な取り組み

【個人】季節の野菜の収穫体験や体験教室（食・クラフト）などを実施。動物や花など旬の話題の発信を SNS を通じて行う。また、自家製品（ソーセージ・乳製品・パンなど）の提供と販売を強化し、リピーターの増大を図ります。

【団体】団体専用のパンフレット・リーフレットを作成し、旅行会社への営業活動を定期的に行います。また、食・体験を中心とした団体専用プランを提案し、ニーズに答えます。

【全体】旬の話題を提供し、集客に努めます。また、地元の音楽イベントやダンスイベントを定期的に行います。野外ステージを有効活用し、キャラショーや芸人ショーなども展開致します。行政や観光協会・くにうみ協会などのイベント実施場所として有効に活用し、連携しながら集客に努めます。

(3) 利用者の意見要望等の把握の方法

- ・アンケートや SNS の書き込み、ホームページのお問合せなどからお客様の意見を把握致します。意見や要望、改善等は社内で共有し、今後の運営の参考に致します。

(4) 利用者の苦情の対処方法

- ・お客様等から苦情があった場合、そのお客様と対応できる場合は、電話やメールなどで対応し、お客様の苦情を理解したうえで、該当する部署があれば、従業員に状況の説明を行い苦情の内容によっては、早急に対応し改善致します。また、原因の追及やその後の対応も責任者を決めて対応致します。

(5) 地域、関係機関、NPO、ボランティア団体等との協働・連携

- ・淡路島観光協会を中心として、各種団体とは常に情報交換や連携を行います。
- ・各種イベントや共催事業なども、場所の提供や運営を協力して行います。

(6) 施設効用の最大化に関すること

- ・淡路ファームパーク イングランドの丘の来園目的でもある、「動物」「花」「自然とのふれあい」「季節の野菜の収穫体験」「遊び」「淡路島グルメ」などを全面的に打ち出し、来園者に非日常的な空間を創出し致します。
- ・自然や景観を最大限にいかした「SNS 映えスポット」を展開いたします。

(7) 上記以外で特別に記載する事項

【入園料・使用料等の設定に関する考え方】

- ・条例に従い入園料・使用料を設定いたします。
- ・情報発信拠点の機能を発揮するため、入園者数増加を優先した管理運営に努めます。
- ・団体等の利用や南あわじ市の公益上必要と認められる場合などは、減額・免除致します。

4 組織体制・人員配置等

(1) 組織体制、人材の確保に関する具体策

- ・動植物、レストラン、体験、加工、物販、事務所、企画・営業の部署に分けて、細分化した組織で構成致します。
- ・職業安定所だけでなく、島内の求人媒体や SNS などを利用し、人材確保に努めます。

(2) 職員の配置計画

- ・施設管理上、必要な有資格者を配置致します。
- ・コアラの管理やユーカー管理においては、県派遣職員のサポートができるように、知識を習得した職員を配置致します。
- ・大温室、ロックガーデンの植物管理については、専門の知識を習得した職員を配置致します。
- ・動物の管理には獣医師の資格をもった職員を配置致します。動物取扱責任者を配置し適正な運営に努めます。
- ・食品衛生法に基づく有資格者を配置し、食肉加工にあたっては、食品衛生管理者を配置致します。
- ・防火責任者、危険物取扱者など法令に基づく必要な資格を有する職員を配置致します。
- ・その他、必要に応じて有資格者を配置し、適材適所に職員を配置致します。

(3) 人材育成方針および職員研修に関する計画等

- ・職員にはテーマパーク運営の必要な研修を行います。また、お客様のニーズに対応できる人材育成を行います。
- ・外部講師より、定期的に接客マナー研修を実施致します。
- ・他施設の視察等を定期的に行い、スキルアップを目指します。

(4) 当該施設において、現在勤務している臨時職員（パート含）の雇用の考え

- ・雇用条件の見直しを定期的に行い、パート、アルバイトについて社員登用制度を設け、雇用の安定化を図ります。

(5) 人員確保にかかる地元雇用について

- ・県と市が進めている、移住支援事業に附随し、Iターンによる人材確保に努めます。

(6) その他施設を安定して、管理運営を実施するための人力的な手法等

- ・各セクションに責任者を配置し、適材適所の人員配置を現場の視点で行うことにより運営の効率化を図ります。

5 安全管理への取り組み

(1) 施設・設備にかかる安全管理への取り組み

- ・お客様が安全に園内を利用できるよう、施設・設備の日常点検を実施致します。

- ・エリア間トレインや、遊具施設等においても、始業前点検を実施し致します。
- (2) 災害や事故の防止への取り組み
- ・事故防止の観点より、従業員の体調確認を始業前に行います。
 - ・警報発令時など、安全に営業することが困難な場合などは、事前に臨時休園や状況を判断しながら、臨時閉園の措置をとり、お客様や従業員の安全確保に努めます。
 - ・定期的に関係機関と連携し訓練を実施することで地震や火災などの緊急事態に対応致します。
- (3) 犯罪防止の取り組み
- ・施設内に監視カメラの設置や、警備会社のセキュリティを導入し、非常時には迅速かつ適正に対応できるよう努めます。
- (4) 緊急時の対応
- ・緊急時に備え、普段からマニュアルを認識し、落ち着いて行動できるよう定期的な訓練を実施致します。
 - ・社内での緊急連絡体制により、迅速な行動をとります。
 - ・南あわじ市、各関係機関（消防・警察・病院など）に報告し対応いたします。
 - ・防災マニュアルに基づきお客様の安全を確保します。
 - ・従業員の火災訓練や、AED講習を実施致します。

6 施設・設備の維持管理

- (1) 施設・設備の管理体制
- ・お客様が安全かつ快適に利用できるよう施設整備の維持管理を行い美観維持に努めます。
 - ・施設管理課が中心となり、施設の点検を都度行い対応いたします。
- (2) 施設設備の適切な維持管理への取組み
- ・点検・修繕・確認業務を施設管理課で実施し致します。
 - ・各部門の修繕や改善要望などを日々確認します。
 - ・チェックシートを用いて、定期的に点検や確認作業を行います。
 - ・施設設備については、運転及び操作に対して十分な知識を有する者が、故障のないように運転・操作するとともに、動作確認、調整、整備等の日常点検を実施し、故障を未然に防ぎ、施設の併用に支障をきたさないよう努めます。
 - ・維持管理の上で、自前で実施できない修繕などは外部業者に依頼し、早急に修繕致します。
 - ・清掃スタッフを各エリアに配置し、施設美化・衛生管理に努め、利用者が安心して利用できるように努めます。
- (3) 効率的な維持管理を実施するための考え方
- ・維持管理の上において、従業員の日々の管理・点検などを行い、その過程で見られる施設

の状況を把握し、初期段階で修繕や改善を行い、深刻な機能低下を招かないように計画性をもって対応致します。

- ・設備類に応じて、保守契約を結び、定期的なメンテナンスを行います。
- ・施設に対する、火災・土砂災害・風水害の損害に対応するため、建物災害共済に加入致します。

(4) 外部委託の考え方

- ・施設管理課で対応できない施設の修繕や改修、設備類等は外部業者に依頼し、修繕や点検を実施致します。
- ・その場合は、地域密着型の観点より、地元業者を優先的に選定致します。

7 自主事業に関する事項

農業の振興を考慮した、施設の利便性向上や施設に親しみを持ってもらう為のイベント開催を行います。（指定管理仕様書より）

※ 農業振興に関する自主事業

- ・農業公園としての機能を最大限に活用し、農園や温室（いちご・トマト）で収穫できる野菜を活用し、体験を企画立案し、来園者に農業の魅力を伝えます。
- ・南あわじ市の農畜産物の情報発信拠点として、たまねぎ・白菜・キャベツ・レタス・乳製品・牛肉等を用いて飲食メニューの提供や加工品の製造販売、体験メニューの開発やイベントを展開致します。
- ・あわじしまるごと株式会社「直売所美菜恋来屋」との連携も農業を振興するうえで強化致します。

(事例) たまねぎを使用したイベント開催や商品開発、淡路島グルメの提供を行います。

- ・たまねぎの収穫体験 2月末～5月末
- ・たまねぎを使ったイベント開催 淡路島たまねぎの祭典「オニオンピック」の開催
- ・淡路島バーガーや淡路島牛丼、ピザなどの提供とメニュー開発
- ・バーベキューでは、淡路島の食材を使用したバーベキューの実施
- ・宝さがしイベントの実施
- ・地域特産PRイベントの実施
- ・オニオンドレッシングの提供と販売 など

8 申請者の経営基盤

(1) 財務諸表等による経営分析

- ・令和元年以降の5年間では、コロナ禍の令和2年度・3年度に於いては入園者数の激減により営業赤字となりましたが、雇用調整助成金・国・県市の支援金等により経常損失を抑制することができました。

- ・令和4年度以降は、通常営業を行える状況となりコロナ前の営業利益に戻る事ができました。特別損失の任意引当金についても当初予算の60百万円を積み立て実施予定し災害等による経営リスクにも備えています。

(2) 金融機関や出資者からの支援体制

- ・令和2年度コロナ禍の入園者減少などの経営状況の先行き不透明により、金融機関から兵庫県の中企業融資制度（金利負担無し）を利用した融資を実施しました。
- ・株主である南あわじ市より、令和3年度・4年度に前年度の経常赤字に基づいた施設運営支援交付金の支給をいただいています。

9 個人情報及び情報公開に関する事項

(1) 個人情報保護に関する具体的な取組み

- ・個人情報の取扱いに当たっては個人の権利・利益を侵害することのないようつとめます。
- ・事務に関して知ることのできた、個人情報を他に漏らさないようにします。

(2) 情報公開に関する具体的な取組み

- ・情報公開請求された場合は、速やかに情報公開致します。

10 その他に関する事項

(1) 広報活動に関する具体的な取組み

- ・パンフレットの製作と配布 島内の観光施設他観光案内所に配布致します。
- ・ホームページは、情報更新を行い、最新の情報を伝えます。
- ・動物・花を中心として、マスコミにプレスリリース致します。
- ・取材協力や撮影場所等の提供を積極的に行います。
- ・SNS（Facebook、X・旧 Twitter、インスタグラム）を中心として情報発信を行います。
- ・テレビ、ラジオ CM、チラシなど投下し、集客に繋がります。

(2) リスクへの対応

- ・不確実性の高まる昨今、安定的な経営を行う為、さまざまなリスクを想定し、運営を行います。また、リスク分担表に基づき、市と協議いたします。
- ①リスクアセスメントを定期的実施し労働災害を低減致します。
- ②メンタルヘルス窓口を設置致します。
- ③社内での安全衛生委員会を定期的開催致します。
- ④経営者会議を設置し、想定されるリスク、リスクの回避策について協議します。

【主な想定リスク】

人事（採用・離職）政治・経済（税制改正・原材料高騰）自然災害（地震・風水害・感染症）事故（火災・サイバー攻撃）法務・コンプライアンス（法令違反・機密情報の漏洩）製品・サービス（製造物責任・悪質なクレーム）など

⑤リスク移転 施設賠償責任保険（施設リスク・業務リスク・生産物リスク等）等各種保険へ加入致します。

⑥危機管理マニュアルを作成致します。

⑦従業員の危機管理の知識や意識を高める為「危機管理セミナー」を実施致します。

(3) 地域活動への参加、貢献に対する具体的な取組み

- ・地域のイベントや祭り、ボランティア活動など地域活動へ積極的に参加致します。また各種団体と地域貢献の為連携致します。

(4) 大阪万博開催に向けての取組み

- ・2025年の万博開催にむけて、老朽施設のリニューアルと修繕を行います。
- ・放牧場をいかした花畑を新たに新設し、大阪万博開催時までには整備を行います。
- ・イングリッドエリアの地形や美観をいかして、遊びの広場をリニューアル致します。
- ・インバウンド対応に必要な、多言語化の環境整備を行います。
- ・従業員の接客研修を強化し、インバウンド対応を行います。
- ・淡路島観光協会や行政、他施設と連携し、全体で実施するイベントや事業に参画します。

収 支 計 画 書

項目	年度	R6	R7	R8	R9	R10	合計	備考	
収入	指定管理料								
	利用料収入	317,000	340,000	317,000	325,000	325,000	1,624,000		
	その他	85,800	85,800	85,800	85,800	85,800	429,000		
	自主事業収入	619,200	684,200	656,200	693,200	714,200	3,367,000		
	収入合計	1,022,000	1,111,000	1,059,000	1,104,000	1,125,000	5,420,000		
支出	人件費	352,300	389,400	373,700	394,300	406,100	1,915,800		
	需用費	消耗品費	69,400	74,500	69,400	71,100	71,100	355,500	
		光熱水費	56,900	61,100	56,900	58,300	58,300	291,500	
		修繕費	16,100	17,300	16,100	16,500	16,500	82,500	
		その他	272,000	297,000	282,200	295,300	301,400	1,447,900	原材料
	役務費	51,000	55,400	52,800	55,000	55,900	270,100	広告通信 保険り入	
	施設管理費	維持管理費	73,600	79,000	73,600	75,400	75,400	377,000	保守点検 管理委託
	使用料・手数料	47,600	51,000	47,600	48,800	48,800	243,800	施設使用 料	
	その他	68,100	70,300	71,700	74,300	76,500	360,900		
	自主事業費								
	支出合計	1,007,000	1,095,000	1,044,000	1,089,000	1,110,000	5,345,000		
	収支差額	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000		
累計収支額	15,000	30,000	45,000	60,000	75,000				

【収入増に向けた取組み】

R7年に大阪万博に合わせてインバウンドに対応する受け入れ準備を行います。当園の集客目的である動物・花・自然・南あわじ市の特産物食をアピールし、他施設の連携を行いながら、年間入園者数を40万人を維持するように努めます。自主事業では、物販・飲食・遊具・体験と淡路島らしさや自然を生かした「癒しの時間」で何度も来園していただけるようなサービスの提供に努めます。

【経費縮減に向けた取組み】

原材料の価格上昇が予想されますが、原材料や仕入業者の見直しを行います。電気価格については、関西電力㈱を基本としますが、自由化で安定供給できる事業者を選定して削減に努めます。広告宣伝費は、TVCMやチラシを中心としていましたが、HPやSNSを中心に費用対効果を考えて投下して行きます。

(注1) 単位は『千円』、会計年度は4月1日から翌年3月31日とします

(注2) 『施設管理費』には、『保守点検』、『維持管理費・業務委託費』等を記入してください

(注3) 『役務費』には、『通信費』、『広告料』、『手数料』、『保険料』等を記入してください

(注4) 『指定管理料』については管理業務実施の対価として指定管理者が受け取る額を記入してくだ

(注5) 収支の各項目の内訳明細資料を添付してください

淡路ファームパークイングランドの丘

指定管理者基本協定書（案）

令和6年4月1日

南あわじ市

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘指定管理者 基本協定書

南あわじ市（以下「市」という。）と南淡路農業公園株式会社（以下「指定管理者」という。）とは、南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘（以下「施設」という。）管理及び運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）について、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 206 号。以下「指定管理者条例」という。）第 7 条の規定に基づき、次のとおり基本的な事項について協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 この基本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第 2 条 指定管理者は、南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例（平成 17 年南あわじ市条例第 146 号。以下「条例」という。）第 1 条の設置理念に基づき、適切な管理運営を行うことにより、地域の活性化及び農業の振興に資することを目的とするものであることを十分理解し、管理運営業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（管理運営業務の基準）

第 3 条 指定管理者は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例及び南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例施行規則（平成 17 年南あわじ市規則第 92 号）並びに関係法令、指導等に従い、管理運営業務を実施しなければならない。

2 市は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第 4 条 市及び指定管理者は、互いに協力し、信義を重んじて協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第 5 条 この基本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主事業 第 7 条に規定した管理業務以外の業務で、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (2) 不可抗力 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (3) 法令 すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程を言う。
- (4) 利用料金 施設の利用の対価として指定管理者に支払われる施設の利用料金のことをいう。

(5) 施設使用料 指定管理者が施設を活用するに当たって市へ支払う対価をいう。
(指定期間)

第6条 基本協定による指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(基本的な業務の範囲)

第7条 市が指定管理者に管理を行わせる施設は、条例第4条に掲げる施設とする。指定管理者が行う施設の管理運営業務は次のとおりとする。

- (1) 施設の使用の許可及び使用の制限に関する業務
- (2) 施設の維持管理及び運営に関する業務
- (3) 施設の利用者がその施設又は設備を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続きに関する業務
- (4) 利用料金の徴収に関する業務
- (5) 施設の設置目的を達成するための事業に関する業務
- (6) 利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (7) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(施設の維持管理費等)

第8条 本施設の修繕、改造、増築、移転等の維持管理及び備品の取得に要する費用については、1件あたり500万円以下は指定管理者が負担する。500万円を超えるものは、指定管理者が市と協議することとする。ただし、市の負担は南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘基金積立額の範囲とする。県財産については別途協議とする。なお、前述する額には、消費税、地方消費税等を含むものとする。

- 2 施設の管理運営上必要な日常経費、物品の更新に要する費用は、指定管理者の負担とするものとする。ただし、特殊動植物等の維持管理のために要する費用については、別途年度協定に定めるものとする。
- 3 建物、設備、備品等の再建築価格及び再購入価格等に見合った火災保険、損害保険等は、指定管理者の負担で加入するものとする。
- 4 前各項のほか、施設の改修等を行うときは、関係法令等に従い事前に市の承諾を受けた上で行うこととし、費用は指定管理者の負担とする。

(個人情報の保護等)

第9条 指定管理者の取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年南あわじ市条例第38号）の規定を準用し、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、本件施設の業務の一部又は全部に従事する者についても、当該管理運営業務上知り得た個人情報などを、他人に漏洩するなど不当な目的に使用させてはならない。
- 3 前2項にかかる詳細については、別記1「個人情報取扱特記事項」に規定する。

(管理業務にかかる情報の公開)

第10条 施設の管理業務において指定管理者が取扱う情報について、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）の趣旨にのっとり、情報の公開に関して必要な

措置を講ずるように努めなければならない。

(会計区分)

第 11 条 当該管理運営業務に係る会計区分は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(施設使用料)

第 12 条 指定管理者は、市に対して施設使用料を支払う。

2 指定管理者が市に対して支払う施設使用料は、農業公園の入園料収入の 15%とする。

但し税率等の改定がなされた時は市と指定管理者が協議を行い、決定するものとする。

3 指定管理者は、9 月 30 日と 3 月 31 日に半年ごとの施設使用料を算定して、市が指定する期日まで納入するものとする。

(事業計画書)

第 13 条 指定管理者は、毎年度、市が指定する期日までに事業計画書を提出し、市の承認を得なければならない。

2 市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取り扱い)

第 14 条 指定管理者は、本施設に係る利用料金を指定管理者の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第 15 条 利用料金は、指定管理者が、条例に規定する範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定についてはあらかじめ市の承諾を受けるものとする。

(財産の管理)

第 16 条 指定管理者は、管理運営業務に係る財産を善良な管理者の注意を持って管理、使用する。

2 指定管理者は、指定管理者が管理運営業務に当たって取得した備品については速やかに財産台帳に登載し、その状況を明らかにしておかななければならない。

3 指定管理者は、管理運営業務に係る財産を目的以外に使用してはならない。ただし、市の承認をうけたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、管理運営業務に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けたときは、この限りでない。

5 指定管理者は、天災地変その他の事故により農業公園に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を市に報告しなければならない。

6 指定管理者が管理運営業務により取得した備品及び財産（修繕を含む）は、市に帰属するものとする。

(食品衛生、保健衛生、防災上の注意と責任)

第 17 条 指定管理者は、管理運営業務の遂行に当たって、指定管理者の負担で食品営業賠償制度へ加入するものとする。

2 指定管理者は、常に法令に定める衛生基準を遵守し、業務を遂行する過程で生じた一切の損害、傷害、苦情等は、指定管理者の責任において処理するものとする。

3 指定管理者は、常に法令に定める防災・消防基準を遵守し、適切に管理対応しなければ

ばならない。

(従業員の確保)

第 18 条 指定管理者は、施設の運営にあたり、適切な従業員を確保するものとする。

(業務報告書の作成及び提出)

第 19 条 指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し、市が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出し、市の確認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金の収入実績及び管理運営経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 前号に掲げるもののほか、市が指示する事項

2 指定管理者は、市が第 26 条から第 28 条の規定に基づいて年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、市が指定する期日までに当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

3 市は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告書又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第 20 条 市は、業務報告書の確認のほか、指定管理者による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、市は、指定管理者に対して管理業務の実施状況や管理業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 前条及び本条第 1 項による確認の結果、指定管理者による業務実施が仕様書等、市が示した条件を満たしていない場合は、市は指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 指定管理者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(損害賠償等)

第 21 条 指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第 22 条 管理業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は市指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第23条 不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第24条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って市に通知するものとする。

2 市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で市と指定管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、指定管理者が加入した保険により補てんされた金額相当分については、市の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して市に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第25条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により管理業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において基本協定に定める義務を免れるものとする。

(市による指定の取り消し)

第26条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき

(2) 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

(3) 指定管理者が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

(4) 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から基本協定締結の解除の申出があったとき

(5) その他、市が必要と認めるとき

2 市は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

(1) 指定取り消しの理由

(2) 指定管理者による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定

(3) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取り消しの申出)

第27条 指定管理者は次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 市が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (2) 市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき
 - (3) その他、指定管理者が必要と認めるとき
- 2 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第 28 条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(リスク分担)

第 29 条 本件施設にかかる管理運営上のリスク分担については、指定管理者仕様書別表「施設管理運営リスク分担表」のとおりとし、その他管理運営上の経費等の赤字に関しては、指定管理者の負担とする。

(業務の引継ぎ等)

第 30 条 指定管理者は、第 4 条に定める指定期間が満了した時又は第 26 条から第 28 条までの規定により基本協定等が解除された時は、市又は市が指定するものに対し、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 市は、必要と認める場合には、基本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 31 条 指定管理者は、第 4 条に定める指定期間が満了した時又は第 26 条から第 28 条までの規定により基本協定等が解除された時は、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 32 条 指定管理者は、基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第 33 条 指定管理者は、管理業務の全部又はその主たる業務を一括して第三者に下請けさせ、又は再委託することはできない。

(管理運営業務の範囲外の業務)

第 34 条 指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して事業計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。

3 市と指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 35 条 基本協定に関する市と指定管理者の間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 基本協定の履行に関して市と指定管理者の間で用いる言語は、日本語とする。

3 基本協定の履行に関して市と指定管理者の間で用いる計量単位は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第 36 条 管理運營業務に関し、管理運營業務の前提条件や内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者の協議の上、基本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 37 条 市が基本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義等の決定)

第 38 条 基本協定に定めのない事項又は基本協定に疑義が生じた時は、市と指定管理者とは誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

(当該事業年度における協定)

第 39 条 この基本協定の発効により、当該年度における事項については、別に年度協定書を締結する。

この基本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、市及び指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

市 兵庫県南あわじ市市善光寺 2 2 番地 1
南あわじ市長 守 本 憲 弘

指定管理者 兵庫県南あわじ市八木養宜上 1 4 0 1 番地
南淡路農業公園株式会社
代表取締役 喜 田 憲 和

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 指定管理者は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 指定管理者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 指定管理者は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から引き渡され、又は指定管理者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 指定管理者は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 市は、必要があると認めるときは、指定管理者がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。